

議案第 1 1 6 号

四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）の行政区長の項の次に次のように加える。

区長連絡会会長	年額	80,000 円
---------	----	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。